社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(35―２) ｃにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。(35―２) ｃにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

ｋ　［略］

［(21)～(29)　略］

(30)　信託財産の経理状況

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。(35―２) において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(35―２) ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ～ｅ　略］

(31)　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（(32)ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。(32)ａにおいて同じ。）も記載すること。

(32)　損益計算書

ａ　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　［略］

［(33)～(35)　略］

(35―２)　経理の状況

ａ　［略］

ｂ　受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第１条第１項第１号に規定する連結財務諸表をいう。以下ｂにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（同項第３号に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(35―２) ｃにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下②及び（35―２）ｃにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。(35―２) ｃにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

ｋ　［同左］

［(21)～(29)　同左］

(30)　［同左］

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(31)及び(32)ａにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。(35―２) において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(35―２) ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ～ｅ　同左］

(31)　［同左］

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（(32)ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。(32)ａにおいて同じ。）も記載すること。

(32)　［同左］

ａ　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　［同左］

［(33)～(35)　同左］

(35―２)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第１項第１号に規定する連結財務諸表をいう。以下ｂにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第１項第１号に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。